

#### 4. RIA の質の確保のための取り組み実態

本章では、調査対象国のうち、米国・英国・EU における RIA の質の確保に向けたメタ評価機関の取り組みの実態、具体的には「事前審査」活動や「メタ評価」活動において、個々の評価書（RIA）に対しどのようなコメントを行っているのかを整理する。

##### (1) 米国

###### 【事例】米国 01：運輸省「タイヤ空気圧モニタリングシステムの導入」

→OMB による「差戻通達」を受けて内容を修正。

【費用便益】 「分析結果の信頼性」を高めるべき。

【代替案】 “新たな代替案”を検討すべき。

###### <規制の内容>

- 全ての乗用車、多目的乗用車及び 1 万ポンド以下のトラック、バスに、タイヤ空気圧モニタリングシステム（TPMS）を搭載する新たな車両基準を設けるもの。

###### <指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分>

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
費用便益	推計の技術的側面をより明確に説明することが望ましく、感度分析を行うことが必要である。	割引率としてなぜ 7%を使用したのかを説明する過程で、割引率 2%、4%、10%の場合に費用対効果がどのくらいになるのかを各代替案について示している。
代替案	高速道路交通安全局（NHTSA）が明示的に分析していない代替案の方が、RIA ドラフトの代替案より高い安全性をもたらす可能性がある。ABS に基づく TPMS の現状を踏まえた代替案の検討を含めるべきである。	既に実用化されている「直接測定システム」及び「間接測定システム」に基づいて、TPMS を作動させる圧力の異なる 2 つの代替案について分析している。

###### 【事例】米国 02：環境保護庁「連邦水質基準のインディアン居住区への適用」

→OMB による「差戻通達」を受け、最終的には規制案を撤回。

【費用便益】 「定量化・金銭価値化」が不十分。

【その他（規制内容）】 規制の具体的内容についての言及。

###### <規制の内容>

- これまで環境保護庁（EPA）は承認を受けたインディアン部族が独自の水質基準を策定することを認めてきたが、独自基準を策定していない部族に対して共通のフレームワークに基づいて策定した水質基準の適用を図るもの。

<指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分>

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
費用便益	100 以上の汚染物質の定量基準の指定に関連し、インディアン居住区の約 300 地点に直接影響を与えているにも関わらず、費用・便益の定量評価がなされていない。費用・便益に関して、更なる分析を行い、可能な限り定量化することが望ましい。	便益（インディアン居住区における水質の維持、水質の改善につながる基準の設定）は定性評価のみ。また、当該措置は、水質基準を設けることが目的であり、基準それ自体はどのような組織・機関に対しても追加的費用をもたらさないとしている。
その他 （規制内容）	州政府に対して、インディアン居住区に流入する水の上流に位置する排出源に対し、水質基準の遵守を求めることを義務づけるにも関わらず、EPA 地域行政官による承認前に州政府と事前に協議することを要求していない。州政府とさらに追加的な協議を行うことによって、当該措置を改善することができると考えられる。	当該措置は、州に対して直接的に大きな影響をもたらさないとしている。

**【事例】米国 03：運輸省「スポーツ用軽量飛行機操縦に係る機体及び操縦士免許の認証制度の導入」**

→OMB による「差戻通達」を受けて内容を修正。

- 【費用便益】 「分析結果のわかりやすさ」を高めるべき。  
 【代替案】 “現状維持” ケースが考慮・設定されていない。

<規制の内容>

- スポーツ用軽量飛行機の新たな定義を設け、操縦士、飛行機、修理業者に関する新たな認証制度を創設するとともに、耐空性基準に合致する新たな認証基準を策定するもの。

<指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分>

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
費用便益	「提案、採用される規制の便益が費用を正当化する」という基準を満たすだけの明確かつ端的な説明・根拠を提示できていない。	各便益・費用要素について金銭価値化はなされており、それぞれの合計を比較した上で便益が費用を上回るとしている。しかし、費用については、計算の根拠は明確にされていない。
代替案	現状の規制をより厳格に執行する代替案と、規制を改正する代替案（推奨案）の 2 つを比較している。現状規制の厳格な執行を代替案とすること自体には問題はないが、現状規制のままの真の現状維持（actual status quo）との比較を行うべきである。また、代替案の分析を改善するために、現状規制の遵守を向上させる手段も検討することも可能である。	現状の規制をより厳格に執行する代替案と、規制を改正する代替案の 2 つを比較しており、現状維持については分析を行っていない。

**【事 例】米国 04：運輸省「カーゴタンク自動車の外部パイプによる危険物質の輸送禁止」**

→OMB による「差戻通達」を受けて内容を修正。

- |                              |
|------------------------------|
| 【規制目的】 「問題の程度」が不明確。          |
| 【費用便益】 「分析結果の信頼性」を高めるべき。     |
| 【その他（規制内容）】 規制の具体的内容についての言及。 |

＜規制の内容＞

- 米国運輸省が指定したカーゴタンク自動車における外部パイプを用いて引火性の高い液体を輸送することを禁じる危険物質規制を改定するもの。

＜指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分＞

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
規制目的	過去の事故による死亡・怪我の件数は、事故自体によるものなのかそれとも引火性液体の爆発によるものなのかを、入手可能かつ適切なデータを基に慎重に見極めるべき。	既存のデータでは、死亡・怪我の原因を明確に区分するのは困難であるとしている。
費用便益	DOT が便益の推計に用いている方法は、初期分析として潜在的便益を概算するためには適切であるが、特定の規制を検討するための分析としては不十分である。DOT は、便益が費用を正当化できるかどうか、より精緻な分析を行うべきである。	便益として、事故の減少による死亡者や怪我人、資産への損害の減少を挙げている。便益の分析において、外部パイプの事故による死亡、怪我、損害を推計している。しかし、既存のデータベースで事故の件数や因果関係が正確に捉えられているわけではなく、不確実性を考慮するために係数を掛けるなどして計算を行っている。
その他（規制内容）	既存のカーゴタンク車両への措置導入には、作業にあたる人員への安全上のリスクや費用が伴う。これは、当該措置の導入によるリスクと、放置リスクのトレードオフが発生することを意味する。そのため、運輸省は当該措置案を新規車両にのみ導入することを検討すべきである。	代替案としては、外部パイプ排出システム、代替的短縮積込パイプの 2 つの技術と、それぞれを新規車両に導入する場合、既存車両に導入する場合の 4 つの代替案が検討されている。規制案を実施する場合に新たに発生する作業員の事故リスクについては考慮されていない。

**【事 例】米国 05：運輸省「飛行ツアー－国家安全基準の導入」**

→OMB による「次の審査に関する通達」を受けて内容を修正。

- |                          |
|--------------------------|
| 【費用便益】 「分析結果の信頼性」を高めるべき。 |
|--------------------------|

＜規制の内容＞

- 商業飛行ツアー（小規模飛行機・ヘリ）に、特定備品の装備、運行・維持管理・研修マニュアルの整備の他、最低航空高度、スタンドオフ距離、視界等の規制等についての全米統一の規制を課すもの。

<指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分>

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
費用便益	当該措置の影響を可能な限り精緻に分析すべきである。分析にあたっては、既に規制を導入しているハワイのデータを参考にできる。それにより、飛行ツアーの価格や利用顧客数がどのように変化したかについて分析を行うべきである。アラスカでの死亡率が高いため、アラスカと他の州は分けて分析すべき。飛行機とヘリコプターの事故率は大きく異なるため、別個に費用・便益の分析を行うべき。	各便益・費用要素ともに金銭価値化が行われているが、推計の根拠は明確にされていない。推計の一部はハワイにおけるデータの分析に基づいている。アラスカのデータについては、別個に分析されていない。

【事例】米国 06：農務省「魚介類の原産地表示義務の導入」

→OMB による「次の審査に関する通達」を受けて内容を修正。

【その他（規制内容）】 規制の是非・具体的内容についての言及。

【代替案】 “予見を持たない分析” を検討すべき。

【コンサルテーション】 コンサルテーションが実施されていない。

<規制の内容>

- 2002 年農業法に基づき、最終消費者が商品を購入する場（小売店等）において対象となる商品の産地及び天然・養殖の区別を表示することを義務づけるもの。

<指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分>

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
その他 （規制内容）	当該措置によって消費者が有益な情報を得ることや、米国産商品に対する需要が増大するという便益についての証左はないとしている一方で、費用負担が膨大であることは大きな懸念である。重大な影響をもたらす規制案であることから、USDA には影響を緩和するための法的措置が必要かどうかについて意見を出すことを要請する。	当該措置によって原産地や生産方法（天然か養殖）に関心がある消費者が、それを知ることができることによる便益が生まれるとしているが、便益の経済的規模は小さく、定量化は困難であると述べている。また、当該措置によって、米国産商品に対する需要が増大する証左はないとしている。一方、金銭価値化された費用負担は大きい。しかし、結論としては、当該措置は農業法の要請であるため、費用・便益の比較による導入の是非の検討は行っていない。
代替案 コンサルテーション	複数の代替案が示されているが、代替案に関するパブリックコメントを収集・分析を行うべき。	代替案として、当該措置の対象外となる加工食品の定義の縮小、原産地表示が正しいという誓約書の発行が検討されている。書類事務削減法に基づく記録費用の推計に関しては、パブリック・コンサルテーションを実施しているが、当該措置案全体に関しては実施していない。

**【事 例】 米国 07：環境保護庁「道路外大型エンジン及びレクリエーション・エンジン（海洋・陸上）の排出規制の導入」**

→OMB による「次の審査に関する通達」を受けて内容を修正。

【費用便益】	「要素」が網羅・列挙されていない。
【代替案】	“措置案” ケース以外が考慮・分析されていない。

＜規制の内容＞

- 道路を走行しない大型の電気点灯エンジン（レジャーボート、スノーモービル、オフロードバイク等）の排気ガス基準を設けるもの。

＜指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分＞

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
費用便益	直接的に計測できる「会計的」影響（工学技術に係る費用）についての情報は示しているが、消費者余剰の減少といった経済的費用についても踏まえるべき。また、環境への影響について、定量評価あるいは金銭価値評価を行うべきである。	便益に関しては、維持費の節減は金銭価値評価、健康被害の減少・厚生は改善は定性評価を行っている。費用に関しては、エンジン製造に係る追加的費用の金銭価値評価を行っているのみであり、消費者余剰の減少については触れられていない。
代替案	異なる基準値、導入スケジュール、対象エンジンの範囲等の代替案を示し、分析を行うべきである。	これまでに導入された環境保護庁（EPA）や特定州のプログラム、欧州の規制等を紹介しているが、明確な代替案を示しておらず、評価も実施していない。

(2) 英国

**【事 例】英国 01：文化メディアスポーツ省「2003 年免許法—2005 年規制（個人免許、建物免許、意見聴取・利害調整手続、移行期間、免許発行者登録、その他）」**

- 【費用便益】 「要素」が網羅・列挙されていない。  
「分析結果のわかりやすさ」を高めるべき。
- 【その他（中小企業）】 規制の是非・具体的内容についての言及。
- 【その他（市場競争）】 規制の是非・具体的内容についての言及。

＜規制の内容＞

- 酒類販売・提供、娯楽場、劇場、映画館、深夜営業飲食店等を対象とした既存免許制度を統一化し、個人免許、建物免許の二本立てにするもの。

＜指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分＞ →確定済 RIA への NAO のコメント

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
費用便益	産業界の「規制遵守費用」については形を変えて何度も再掲されているにもかかわらず、「その他の費用」については定量化されていても“参考”として提示されているのみで、総費用（総括表）には含まれていない。	産業界の「規制遵守費用」について、①『産業界の規制遵守費用』、②『その他の費用』、③『典型的な産業において発生する費用』の 3 つの項で構成されている。①の分析がメインであり、その費用総額が計上されているが、②の分析で得られた費用項目（例えば、免許発行機関、法曹サービス、教育訓練機関、地方新聞社等に新たに発生する費用項目）については、上記費用総額には組み込まれていない。また③の分析は、①の分析結果を産業別に振り分けた結果の再提である。
その他（中小企業）	様々な形でコンサルテーションを行っている点は評価できるが、中小企業に与える影響については説明していない。	2003 年免許法策定時に行った政府部内各省庁 19 機関、酒類販売関連団体等 13 機関に対するコンサルテーションの他、2004 年 9 月から 11 月までの 8 週間、一般公開の形でコンサルテーションを行っている。コンサルテーション実施時には、中小企業団体より、当該措置に対して賛同の意が表明されている。
その他（市場競争）	市場競争に対する影響は限定的であると結論づけているが、当該規制は多くの産業・企業に影響を与える規制であり、公正競争室（OFT）に相談してコメントを得るべきである。	2003 年免許法により、深夜営業を行っている事業者に対してほぼ一律の規制を適用することにより、深夜時間帯の経済競争を活性化することにつながるとしている。

**【事 例】英国 02：文化メディアスポーツ省「ギャンブル法案」**

- 【規制目的】 “誰の” “どのような” 問題に対処するのかが不明確。
- 【費用便益】 「分析結果の信頼性」を高めるべき。
- 【その他（規制遵守）】 規制遵守状況が記載されていない。

<規制の内容>

- 複数のギャンブル関連法令を統合し、より包括的な規制体系に改善すること、新しい規制執行機関「ギャンブル委員会」を創設すること、ギャンブル関連免許の発行等に対して地方行政機関の発言権を強化すること。

<指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分> →確定済 RIA への NAO のコメント

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
規制目的	詳細を下位法令で定める方針のため、必然的に RIA の記載内容が曖昧。RIA が極端に大部かつ冗長であり、内容が理解しづらい。現状の問題に関する内容・規模について明確な記述がない。現時点での情報では規制による政府の介入の必要性が説明されていない。	規制の背景となる方針について、既存の法制度や、問題点に関する定性的な記述がある。
費用便益 その他 (規制遵守)	現時点の規制遵守状況を見逃しており、違法ギャンブルの増加等により完全な遵守に至らない状況下での費用・便益の分析について言及されていない。	現時点での規制の遵守状況については触れられておらず、また、措置を講じることによる影響の説明は、基本的に遵守率 100% を前提として行われている。

【事例】英国 03：貿易産業省「労働審判規制の改定」

【代替案】 “措置案” ケース以外が考慮・分析されていない。

【費用便益】 「要素」が網羅・列挙されていない。

<規制の内容>

- 雇用紛争解決制度について、効率的・一貫した手続きとなるよう所要の改善を行うもの。

<指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分> →確定済 RIA への NAO のコメント

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
代替案	導入予定である規制措置の費用便益分析に終始しており、代替案として設定している「現状維持」「非規制措置」の分析がない。	①何もしない（現状維持）、②非規制的手段（IT 活用、ETS 職員の教育訓練等）、③規制的手段（欠陥のある申請を排除するための審判プロセス開始前の受諾判断や初期段階での回答の実施等、新たな措置の導入）、④規制的手段 + ベストプラクティス活用や労働審判所議長名による訴訟手続訓令の公開等より透明性の高いシステムへの改善の 4 つの代替案を示しているが、④の代替案のみが費用・便益分析の対象となっている。
費用便益	調停期間に制限を加えることで調停成立・和解に至る件数が少なくなり、雇用者側・労働審判所側の費用が増大する可能性もあるものの、こうした懸念事項について費用・便益の総括表には記載されておらず、RIA の読者は、雇用者側に何らかのコストが発生することを理解できない。	調停期間の制限による費用削減効果については分析されているが、費用が増大する懸念については触れられていない。

**【事例】英国 04：内務省「労働許可制度、職種別スキーム制度を適用した場合の手数料の見直し」**

- 【規制目的】 不明確である。  
 【代替案】 “現状維持” ケースが考慮・設定されていない。  
 【費用便益】 「要素」が網羅・列挙されていない。  
 【コンサルテーション】 評価書に「反映」されていない。

＜規制の内容＞

- 移民者の雇用受入システムの改正に伴い、移民向けの労働許可制度、職種別スキーム制度の手数料の改定を行うもの。

＜指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分＞ →確定済 RIA への NAO のコメント

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
規制目的	不明確である。	現時点における、労働許可制度の手数料 95 ㄱ、職種別スキーム制度の手数料 74 ㄱは、内務省・財務省双方が合意した計算スキームによって設定されているが、この金額では法的に認められているフルコストのカバーができないことから、新たに料金設定を行うと述べている。
代替案	代替案に「現状維持」がない。	①現行手数料をインフレ率勘案して変動、②153ㄱに値上げ（措置案）、③個々に料金設定（スライド制）、④現行手数料レベルを値下げの 4 つの代替案を挙げている。
費用便益	費用・便益の定量的分析が不十分で、いくつかの潜在的な費用が無視されている。遵守状況を 100%と仮定している点は非現実的である。	4 つの代替案について、潜在的便益・不利益を定性的に列挙している。
コンサルテーション	コンサルテーションで得られた意見のほとんどについて、結果的に無視・不同意になっている。	コンサルテーションの結果、ビジネスに与える影響については、34%が肯定的なコメント（影響は軽微）、53%が否定的なコメント（影響が深刻、かなり深刻）であった。また、値上げ後の申請件数の変化については、38%が影響を受け、62%は影響を受けないと回答であった。

**【事例】英国 05：内務省「2001 年民間セキュリティ産業法に基づくドアスーパーバイザ・車輪止めを行う者に関する規制の導入」**

- 【費用便益】 「分析結果の信頼性」を高めるべき。  
 【代替案】 “現状維持” ケースが考慮・設定されていない。  
 【その他（規制遵守）】 規制遵守状況が記載されていない。



<規制の内容>

- セキュリティ産業における許認可の導入と、規制執行機関の設立。

<指摘の内容/指摘を受けた評価書の該当部分> →確定済 RIA への NAO のコメント

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
費用便益 代替案	代替案に「現状維持」を意図的に設定していない。	同業では、既に犯罪歴のある者を雇用しないという業界自主規制が存在しているために、厳密な意味での「何もしない（do nothing）」という状況が想定できないこと、②同法策定時に公表された白書上の表現や、同法の国会審議過程において、許認可制度の導入については強く支持されていることを理由に、本 RIA では「現状維持」ケースを代替案として設定していないとしている。
その他 (規制遵守)	現時点での、及び規制導入後の遵守状況に関する記述が存在せず、また、規制当局がどのようにしてその遵守率を高めていこうとするのかを説明していないため、読者に対する情報提供が不十分である。	現時点及び規制導入後の遵守状況、規制当局の遵守率向上策に関する記述がない。

**【事 例】英国 06：運輸省「1999 年鉄道法案」**

【規制目的】 “どのように” 問題に対処するのが不明確。

【費用便益】 「定量化・金銭価値化」が不十分。

【代替案】 ” 予見を持たない分析 “を検討すべき。

<規制の内容>

- 鉄道産業に対する規制フレームワークの構造的な欠陥に対処すべく、10 個の個別規程についてそれぞれ RIA を実施。

<指摘の内容/指摘を受けた評価書の該当部分> →確定済 RIA への NAO のコメント

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
規制目的	運輸省や戦略的鉄道委員会がどのようにして問題に対処していくのかをきちんと説明していない。	民営化以降に発生した問題点（例：民営化された鉄道事業者の長期戦略計画の欠如）を列挙し、措置案として戦略的鉄道委員会（Strategic Rail Authority：SRA）を新設、及び、より効果的かつアカウンタビリティの高い規制フレームワークの導入の 2 点が目的として説明されている。

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
費用便益	明らかに定量化が可能な費用・便益ですら対応がなされていない。運輸省によれば、規制を導入した後の事業者等の反応が読めないとして定量化が不可能としているが、定量化が困難としている箇所では定性的な説明すらきちんとなされていない。規制に関する責任・権限を移管・集約化することで、費用の節減や機関間の意思疎通等に費やす時間等の節減が起きるという前提に立っているものと考えられる。	複数の便益が存在するが、いずれも定量的に示すことはできないと説明している。費用に関しても、定量化が困難として、定性評価・金銭価値評価は行っていない。
代替案	事実上、代替案の検討を放棄している（「規制措置案」と「現状維持」のみ）。その他の代替案を封じ込めるような表現は問題。	規制措置及び現状維持の代替案が示されている。現状維持については、「構造が変化しなければ追加的費用は発生しない」として詳細な検討を行っていない。

### 【事例】英国 07：運輸省「交通マネジメント法案」

【規制目的】 “どのように” 問題に対処するかが不明確。

【代替案】 “現状維持” ケースが考慮・設定されていない。

【費用便益】 「定量化・金銭価値化」が不十分。

【その他（規制遵守）】 規制遵守状況が記載されていない。

#### <規制の内容>

- ①幹線道路の交通マネジメント、②地方自治体による交通マネジメント、③高速道路・地方道路建設に関連する手段、④交通・駐車に関する規制権限強化、それぞれに関する措置。RIA は 4 つのパートに分かれており、さらに全体を束ねる RIA が存在。

#### <指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分> →確定済 RIA への NAO のコメント

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
規制目的 その他 (規制遵守)	枠組法であり、規制の詳細を規定するのは全て下位法令マターであるという説明の下、積極的な情報開示を行っていない。規制をどのように導入・執行するのか、その効果をどのようにモニタリングするのかについては記述すらなされていない。	本 RIA は、4 つのパートに分かれたサブ RIA と、法案全体を束ねたメイン RIA によって構成されているが、本法案はいわゆる枠組法であって、内容の詳細は下位法令によって別途規定されることとなるため、本 RIA 上での分析は不完全なものである（内容の詳細化・具体化は、下位法令のコンサルテーションを行う際に行う）との説明がなされている。
代替案	分析では「現状維持 (do nothing)」オプションのとらえ方を誤っており、現行の規制スキームが全く存在しない状況を想定している。	現状維持 (do nothing)、現行の法令措置の枠内での対応、規制措置の 3 つの代替案を検討している。現状維持は「渋滞緩和に向けた具体的かつ効果的な手だてを何ら講じられていない状態」としている。

分類	指摘内容	指摘を受けた評価書の該当部分
費用便益	費用・便益の定量化が不十分であり、彼らの主張の通り現時点で困難なのであれば、枠組み法の場合、BRE のガイダンス・アドバイスに従い、下位法令検討時の RIA できちんと示すべき。	費用・便益の一部のみ金銭価値評価を行っている。

(3) EU

**【事例】EU01：保健・消費者保護総局（SANCO）「白書『健康とともに－EU における戦略的アプローチ 2008-2017』」**

【規制目的】 “誰の” “どのような” 問題に対処するのかが不明確。

【代替案】 “措置案” ケース以外が考慮・分析されていない。

<規制の内容>

- 2003 年に策定された健康戦略に基づく公衆衛生プログラムの評価を行うとともに、次期計画として拡大 EU における健康格差、健康に関する近年・緊急の脅威への対応、医療システムの維持、医療のグローバル化等、新たな事象への対応を行うもの。

<指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分>

分類	指摘内容（1 回目）	指摘を受けた評価書の該当部分【修正後】
規制目的	取り組む問題や措置の目的に焦点を当てつつ、一貫した分析を行うべき。また、具体的措置を各国に委ねつつ EU レベルで共通の目標を設定するという措置を行うことの積極的な理由・意義を明確にすべき。	措置導入の背景として、高齢化の進展により、従来の疾病パターンが変化して来つつあること、医療システムをこれまでと同様のレベルで維持することが困難になりつつあること、拡大 EU による広域経済圏の成立等の社会的な背景の他、伝染病・パンデミック・バイオテロリズムに対する脅威、気候変動に伴う健康影響等の懸念等新たな事象を挙げている。その上で、これらの問題に対して EU レベルでそれぞれどのような対応を行うかについて記述している。
代替案	4 つの選択肢全てについて費用・便益の評価を行い、相互比較を行うべき。	各代替案における経済的・社会的・環境的インパクトをそれぞれ定性的に記述している。

**【事例】EU02：運輸・エネルギー総局（TREN）「EU 域内の電力・ガス市場に係る法制パッケージの影響分析」**

【規制目的】 “誰の” “どのような” 問題に対処するのかが不明確。

【費用便益】 「要素」が網羅・列挙されていない。

【代替案】 “措置案” ケース以外が考慮・分析されていない。

【コンタクト】 結果が評価書に「記載」されていない。

<規制の内容>

- 既存の EU 指令だけでは不十分な、電力・ガス市場の競争環境の整備を目的とし、追加的な政策手段として生産、供給、ネットワークの分離や、投資促進のためのインセンティブの強化、消費者保護、第三国からの投資の管理を行うもの。

<指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分>

分類	指摘内容（1回目）	指摘を受けた評価書の該当部分【修正後】
規制目的	提案の背景と位置づけを明確にするべき。	提案の背景となる既存 EU 指令について説明した上で、現状の課題と追加的措置が必要となる理由、規制導入の4つの目的について記述している。
費用便益	電気料金、雇用、環境、技術革新への影響を分析するべき。また、異なるシステムを採用している加盟国、第三国の電力供給者への影響をさらに分析するべき。	便益・費用それぞれについて、4つの目的ごとにいくつかの政策措置を設定し、措置ごとに現状維持（no EU action = business as usual）か、あるいは、何らかの代替案を実施するかを検討している。費用・便益分析を用いて可能な限り定量化を行っているとしているが、分析の内容には濃淡が見られる。
代替案	現状維持（ベースライン）のシナリオを策定し、主たる3つの代替案との関係性（トレード・オフ、シナジー）を明確にするべき。	複数ある規制導入の目的とそれに対応する措置ごとに複数の代替案を設定し、比較を行っている。
コンサルテーション	ステークホルダーの位置づけの概要については示されているが、ステークホルダーごとのコメントを明確にするべき。	コンサルテーションを行ったステークホルダーの一覧と全体的な意見の傾向は示されている。

【事例】EU03：運輸・エネルギー総局（TREN）「欧州の港湾政策に係るコミュニケーションの影響評価」

【規制目的】	“どのように”問題に対処するのかが不明確。
【費用便益】	「要素」が網羅・列挙されていない。
【代替案】	“措置案”ケース以外が考慮・分析されていない。
【コンサルテーション】	結果が評価書に「記載」されていない。

<規制の内容>

- 欧州の港湾に関して明らかになっている設備不足、加盟国ごとにばらばらの政策、労働環境の変化、環境問題等に対応するために、施策パッケージの導入を行うもの。

<指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分>

分類	指摘内容（1回目）	指摘を受けた評価書の該当部分【修正後】
規制目的	既存政策や過去に検討された指令との関係性を示し、どのレベルの政府・ステークホルダーの関与が必要かを明確にする。提案内容と、現在及び将来における他の EU、加盟国施策との関連についてさらに説明する。	本提案に至るまでの過去の提案とその結果について示し、現状の課題と提案パッケージの各項目の目的を記述している。
費用便益	論理性に欠ける部分がある。港湾労働者の雇用に柔軟性を持たせることが目的としているが、どのような方法によって柔軟性が達成されるのかが分析・説明されていない。	港湾労働者の雇用に関しては、当該措置による便益として、柔軟な雇用が挙げられており、新規雇用が必要な分野においてベストな労働者を採用できる等の具体例が示されている。

分類	指摘内容（1回目）	指摘を受けた評価書の該当部分【修正後】
代替案	代替案をわかりやすく設定し、それぞれの代替案がもたらす影響を明確にする。また、代替案ごとに影響の全体像を示すことが必要。	導入しようとしている規制の各項目について、①現状維持、②法的措置（新規法規制の導入等）、③準法的措置（既存法の解釈や詳細を提供）の3つの代替案について検討した上で、それぞれの結論を一覧表としてまとめている。
コンサルテーション	コンサルテーション結果の要約を示すべきである。	実施したコンサルテーション・ワークショップの一覧及びステークホルダーとその意見を別添に列挙している。

**【事例】EU04：企業・産業総局（ENTR）「玩具の安全性に係る欧州議会及び委員会指令」**

【規制目的】 “対象者” や “問題の規模” が不明確。

【費用便益】 「わかりやすさ」 を高めるべき。

＜規制の内容＞

- 既存の玩具安全性指令を改定し、化学薬品への対応等の安全基準、市場検査機関による検査の導入、規制対象となる機能や新製品等、玩具を取り巻く近年の課題への対応を行うもの。

＜指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分＞

分類	指摘内容（1回目）	指摘を受けた評価書の該当部分【修正後】
規制目的	可能な限り定量的な証左を用いて課題や目的の定義を行う。	規制提案の背景として、既存規制と現状の課題について述べられているが、定量的な証左は用いられていない。
費用便益	規制遵守費用の詳細について記述することが必要。全ての代替案に関して、行政管理費用と、規制の簡素化によって想定される便益（＝費用の減少）を明確にする。これにより、なぜ最も費用がかかる代替案が推奨案として選ばれたのかを明確に説明するべき。	便益要素としては、怪我や健康被害の減少、中長期的な健康への影響の減少、業者・市場監視機関の役割や玩具安全基準の明確化による便益、偽造品による損失の減少を挙げており、このうち中長期的な健康への影響の減少については金銭価値評価を行っている。費用については、玩具市場の構造が複雑であることから、当該措置全体の費用を推計するのは困難であるとし、多国籍企業と中小企業に関してのみ、ケーススタディに基づく費用を推計している。

**【事例】EU05：環境総局（ENV）「2020年EU気候変動・再生可能エネルギー目標を達成するための施策」**

**【費用便益】** 「分析のわかりやすさ」を高めるべき。

＜規制の内容＞

- EU レベルでの温暖化ガスの削減と再生可能エネルギーの導入に関する目標を達成するために、既存施策を強化する施策パッケージを導入するもの。

＜指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分＞

分類	指摘内容（1回目）	指摘を受けた評価書の該当部分【修正後】
費用便益 代替案	①全ての代替案とトレードオフを明確にしたわかりやすい要約を付ける。各代替案の全体の費用と便益を一覧に整理して示すべき。加盟各国ごとの総費用、総便益を示すべき。②「再生可能エネルギーに関する政策手段」「柔軟性のある京都メカニズムの影響」についてはより詳細な分析を実施すべき。③「低所得者等の所得分配」「市場競争」への影響について分析すべき。④利用したモデルの限界やモデル間の整合性について示すべき。	分析全体を通しての代替案が明確に定義されておらず、代替案を構成する4つの政策ツール（シナリオ）の効果（排出権取引における炭素価格、温暖化ガス削減割合、総エネルギー消費量、GDPの変化率等）と、各シナリオの実現方法の効果について分析を行った後、シナリオの組み合わせごとの直接費用（対GDP比率）を別個に示すという複雑な分析となっている。費用・便益の分析においては、複数のモデルを利用して温暖化ガスの排出量、再生可能エネルギーの導入、経済的影響のシミュレーションを行っている。複数のモデルを利用している理由は、単一モデルでは全てのパラメーターやインパクトの推計ができないためとしている。

**【事例】EU06：司法・自由・セキュリティ総局（JLS）「EUにおける国境管理施策の導入」**

**【規制目的】** “誰の” “どのような” 問題に対処するのかが不明確。

**【費用便益】** 「分析結果のわかりやすさ」を高めるべき。

**【代替案】** “新たな代替案”を検討すべき。

**【コンタクト】** 結果が評価書に「記載」されていない。

＜規制の内容＞

- EU 国境を通過する旅行者の増加や、国境関連犯罪の深刻化を受け、新たな出入国マネジメントの仕組みを導入するもの。

<指摘の内容／指摘を受けた評価書の該当部分>

分類	指摘内容（1回目）	指摘を受けた評価書の該当部分【修正後】
規制目的	経済的移民の管理と国境通過の簡易化の双方の改善がなぜ必要なのか、問題点を明確にする。	規制提案の背景となる現状の課題について記述した上で、違法入域者（特に不法滞在）の減少、合法的旅行者の出入国の簡易化、テロや重大犯罪との戦いへの貢献、経済的移民（例：季節労働者）の管理の改善をという4つの目的を挙げている。
代替案	不法入国・滞在の問題を解決するための代替案をなぜ対象外としたかを詳細に説明するか、もしくは、これらの代替案を含める。不法滞在に対する制裁措置をEU加盟国で共通化するかどうかを明確にする。	各施策目標に対して、代替案1（現状維持）、代替案2（出入管理システム）、代替案3（国境における移動簡易化の仕組み）を設定し、代替案2及び3についてはサブ代替案を設けている。不法入国・滞在の減少の施策目標に対しても、これらの代替案の分析を行っている。また、代替案3のサブ代替案には、EU加盟国で共通化する場合としない場合が含まれている。
コンサルテーション	内部、外部でどのようなコンサルテーションを実施したのか、それらが分析にどのように影響したのかを明確にする。	実施したコンサルテーションの概要（対象者・機関）について記述している。